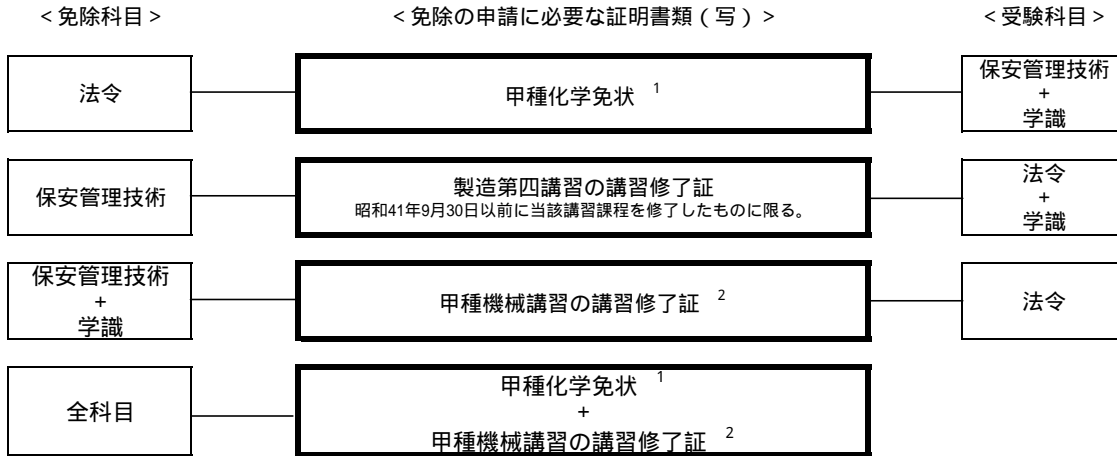


試験の種類 :甲種機械

KHKの行う試験では、所定の条件を満たせば試験科目の一部が免除になります。
試験科目の一部免除の条件は下記のとおりです。



1 国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

2 :下記の講習修了証でも可

昭和41年10月1日 ~ 昭和51年2月21日の製造第四講習の講習修了証

昭和51年2月22日 ~ 平成7年3月31日の製造第五講習の講習修了証